

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

表示マークの掲出及び使用開始日等について（通知）

防火対象物に係る表示制度（「防火対象物に係る表示制度の実施について」（平成 25 年 10 月 31 日付け消防予第 418 号消防庁次長通知）以下「次長通知」という。）における表示マークの掲出及び使用開始日（以下「掲出開始日」という。）については、平成 26 年夏頃を目途とし、具体的な時期は、追って通知することとしていたところですが、先般実施した調査（「表示マークの交付対象施設数等の調査について」（平成 25 年 12 月 6 日消防予第 459 号））の結果等を踏まえ、表示マークの掲出開始日を下記のとおりとしましたので通知いたします。

各消防本部におかれては、本制度の受付・審査の開始から掲出開始日まで 4 ヶ月となりますが、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知するようお願いいたします。

記

1 掲出開始日

- (1) 平成 26 年 8 月 1 日から表示マークの掲出及び使用を開始するものとする。
- (2) 消防機関において、申請数等を考慮し、掲出開始日を平成 26 年 8 月 1 日より遅くすることは差し支えないが、その場合であっても、平成 26 年 10 月中には実施すること。
- (3) 掲出開始日までに表示マークの交付申請のあった防火対象物については、掲出開始日までに審査を終えるよう努めるとともに、表示基準に適合していると認められる防火対象物において、掲出開始日まで表示マークが掲出及び使用されることのないよう留意すること。

2 防火自主点検済証の経過措置

次長通知により、別途通知することとしていた自主点検報告表示制度における防火自主点検済証の経過措置については、原則として、前回点検を行った日から 1 年間とする。

ただし、現在、防火自主点検済証を掲出している防火対象物であって、今後、表示マークの交付を受けるものについては、掲出開始日の前日まで防火自主点検済証を掲出することができるものとする。

総務省消防庁予防課
企画調整係・制度係・防災管理係
伊藤（要）・齋藤（貴）・岩佐
Tel: 03-5253-7523/Fax: 03-5253-7533
E-mail: m. iwasa@soumu. co. jp